

## 市選挙管理委員会と区選挙管理委員会の関係について

項目	市選挙管理委員会	区選挙管理委員会
1 設置・組織	指定都市たる市に委員4人をもって構成する選挙管理委員会が置かれる。 (自治法181条)	行政区たる区に市と同じく委員4人をもって構成する選挙管理委員会が置かれる。なお、委員及び補充員は、その区における選挙権を有することが必要とされている。 (自治法252条の20、自治令174条の47) *東京都の特別区と異なり、事務分掌上設けられている行政区画にすぎない指定都市の行政区にも選挙管理委員会が置かれた趣旨は、その大都市という特殊性にかんがみ、市選挙管理委員会の下部組織である区選挙管理委員会を設置し、選挙事務の公正と適正化を期そうとしたものとされている。
2 職務権限	公職選挙法の定めるところにより、市議会議員及び市長の選挙に関する事務を管理するほか、農業委員会委員の選挙等他の法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務を管理することとされている。 なお、市議会議員及び市長の選挙に係る当選又は選挙の	地方自治法上、市の選挙管理委員会に関する規定が準用されるが、公職選挙法においては、市議会議員及び市長の選挙のほか国及び都道府県の選挙における選挙人名簿、期日前投票、不在者投票、投票、開票、ポスター掲示場、選挙公報、公営施設使用の個人演説会等及び選挙啓発などの第一線の事務を担当す

	効力に関する争訟事務は、市選挙管理委員会において処理するものである。 (自治法186条、公選法5条・202条・206条、農委法9条等)	ることとされている。 (自治法252条の20・186条、公選法5条・269条、公選令141条の2・141条の3)
3 指揮監督	市選挙管理委員会は、区選挙管理委員会を指揮監督することとされているが、この指揮監督権には取消・停止権も含まれるものである。また、指定都市内の事務処理の統一を図るため、地方自治法及び地方自治法施行令で定めるものを除くほか、区選挙管理委員会に関しては、市選挙管理委員会において必要な事項を定めることができることとされている。 (自治令174条の48)	